

# 令和8年度 猪名川町奨学生募集のしおり

猪名川町教育委員会では、経済的事由等により就学が困難な方を対象に、奨学生の貸与を行っています。奨学生の貸与を希望する人は、本人及び保護者とも奨学生制度の趣旨を理解し、将来の奨学生返還の義務等についての責任も十分自覚したうえで、提出期限までに必要書類を添えて申込みをしてください。

## 1 応募資格

次の全てに当てはまる方

- (1) 本人または保護者が猪名川町に居住し経済的事由で就学が困難である
- (2) ② 高等学校・中等教育学校(後期課程)・特別支援学校(高等部)・高等専門学校・専修学校(高等課程)
  - ① 大学・短期大学・専修学校(履修期間2年以上の専門課程) いずれかに入学予定又は在学中
- (3) 今回申請額とこれまで貸与された猪名川町奨学生の額が合計120万円以下
- (4) 保護者の市町村民税所得割額(税額控除前)の合計額が154,500円以下※(多子世帯加算あり)

### ○保護者の所得要件について

- ・町民税の税額控除前所得割額(下図の④)から調整控除・町(下図の摘要欄に記載)を控除した額が154,500円以下。寄付金控除、住宅ローン控除、令和6年度定額減税などは控除の対象外です。
- ・多子世帯については、第3子以降の16歳未満のこども1人当たり19,800円加算。

### 市町村民税所得割額の確認方法(給与所得者)

令和 年度 紙と所得等に係る町民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)						
所 得	給 与 収 入	主たる給 与 以外の合算所得区分	課 税 標 準	総 所 得 ③	町 民 税	税額控除額④
	給 与 所 得 (所得全額調整額後)			山 林 所 得		税額控除額⑤
そ の 他 の 所 得 計	所得区分	分 离 短 期 謹 渡	所 得 割 額⑥			
	総所得額①	分 离 長 期 謹 渡	均 等 割 額⑦			
雜 損	障・寡・ひ・勤	株 式 等 の 謹 渡	特別徴収税額⑧			
所 医 療 費	配 偶 者	上 場 株 式 等 の 配 当 等	控 除 不 足 額⑨			
得 社 会 保 险 料	配 偶 者 特 別	先 物 取 引	既 充 当 額⑩			
控 小規模企業共済	扶 養	扶養親族該当区分	既 納 付 額⑪			
除 生 命 保 险 料	基 礎	本人該当区分	差額賦課額⑪-⑩			
地 震 保 险 料	所得控除合計②	扶 养 そ の 他 同 特 別 金 額	変 更 前 稽 額⑫			
(摘要)		特 同 老 人 そ の 他 同 特 別 金 額	増 減 額(⑧-⑪)			
調整控除 町: ●●円		扶 养 そ の 他 同 特 別 金 額	変 更 月			
県: ○○円		扶 养 そ の 他 同 特 別 金 額	月			

※自営業等の方の確認方法など、詳細はHPをご覧ください



## 2 貸与する奨学金の額

(1) 以下の金額を限度とし、実際に必要な額を無利子で貸与します（給付ではありません）

① 入学費貸付金 30万円/年（入学金、制服代等）

② 就学費貸付金 30万円/年（授業料、教材費等）

※高等学校等就学支援金（高校）、授業料減免制度（大学等）を受けている方は、その支給額を除いた金額。

③ 通学費貸付金 30万円/年（高校のみ 交通定期代、自転車購入代等）

※ただし猪名川町から高校等に通学する場合に限ります

④ 留学費貸付金 50万円/回（渡航費、授業料、滞在費等）

(2) ①～④の全ての奨学金は、複数同時に応募することができます。ただし、今回申請額とこれまで貸与を受けた額を合わせて120万円を超えることができません。

高等学校等就学支援金（高校）、授業料減免制度（大学等）は在学校でお申込み下さい  
ご家庭の経済状況によって、授業料等が減免される制度が高校、大学等それぞれにあります。

制度の詳細や申請方法につきましては、在学校または入学予定校へお問い合わせください

※高等学校等就学支援金制度、授業料減免制度は国の制度です。

## 3 提出書類

次の書類を提出期限までに猪名川町役場 教育振興課窓口へ提出してください。

(1) 猪名川町奨学金申請書 様式第1号

(2) 猪名川町奨学金希望調書 様式第2号 ※(1)、(2)は町HPでダウンロードできます

(3) 所得のある親権者が前年1月1日に猪名川町に居住していない場合は、前年1月1日に居住していた市町村で取得した市町村民税課税証明書（有料）、または市町村民税課税通知書等（写し可）

## 4 提出期間・提出先

提出期間：1月5日（月）～1月30日（金）必着

提出先：猪名川町教育委員会事務局 教育振興課（TEL 072-766-6000）

平日 8:45～17:30 土・日・祝日は閉庁日です

※入学費貸付金以外は、隨時受付を行っています。

※書類の審査のため、日生連絡所及びふらっと六瀬、その他町の窓口への提出は不可。

## 5 決定通知

提出書類を審査の上、貸与可能な場合は申請書を受理した翌月の月末までに、猪名川町奨学金決定通知書（様式第3号）を本人宛てに通知します。

## 6 奨学金の貸与までの流れ

---

奨学金の決定を受けた方は、次の書類を猪名川町役場 教育振興課窓口へ提出し、その後銀行振込により貸与を受けるものとします。

(1) 猪名川町奨学金誓約書兼振込依頼書 様式第4号 (決定通知書に同封)

連帯保証人(保護者可)の記名押印が必要です。

(2) 猪名川町奨学金借用証書 様式第5号 (決定通知書に同封)

※連帯保証人の実印を押印のうえ発行から3ヶ月以内の印鑑登録証明書(原本)の添付が必要です。また、奨学生が20歳以上の場合は、奨学生も実印を押印のうえ、発行から3ヶ月以内の印鑑登録証明書(原本)が必要です。

(3) 奨学金の区分ごとに次の書類

① 入学費貸付金

・入学校が発行する合格証明書(写し可)又は入学証明書(写し可)

② 就学費貸付金及び通学費貸付金

・在学校が発行する在学証明書(写し可)又は入学校が発行する入学証明書(写し可)

③ 留学費貸付金

・在学校が発行する留学証明書(写し可)又は留学校が発行する留学証明書(写し可)及び  
・在学校が発行する在学証明書(写し可)

(4) 各種費用額が確認できるもの(写し可)高校生等就学支援金、大学等の授業料減免制度を申請している場合は、その決定通知と差引後の支払金額がわかるもの。

(5) 通帳のコピー 振込先確認のため

## 7 貸与後と返還について

---

貸与を受けた奨学生は、返還が終了するまでの間、毎年1月1日の現況について次の書類を提出して下さい。この書類の提出が無い場合は、奨学金を直ちに全額返還していただきます。

(1) 猪名川町奨学金奨学生現況届兼返還計画届兼猶予・減額・免除申請書(様式第6号)

① 学校に就学中の場合及び学校を卒業して1年間は、奨学金の返還は猶予されます。

② 返還開始している場合で、猪名川町に居住している場合は、年間の返還額の半額で5万円を上限に5年間、返還額の減額がされます。

③ 返還開始している場合で、前年(1月1日～12月31日)に猪名川町に寄付をした場合は、年間の返還額の半額と寄付額から1万円を控除した額のどちらか低い方で5万円を上限に5年間、返還額が減額されます。

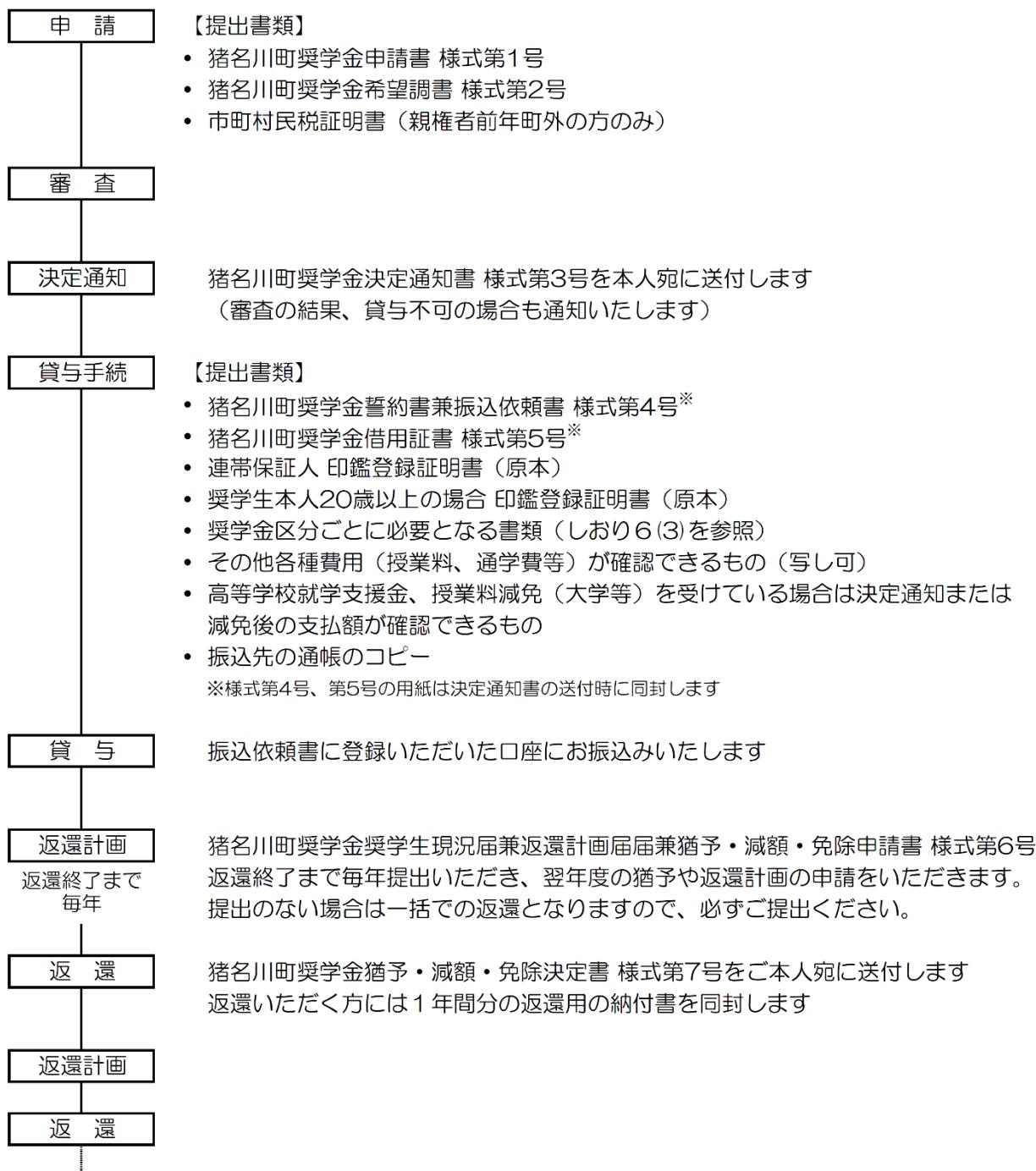
※②、③については、在学中及び卒業後1年間は減額できません

## 8 奨学金の猶予、減額、返還計画の決定及び返還方法

---

現況報告を審査のうえ、現況報告を受理した2ヶ月後の月末までに、猪名川町奨学金猶予・減額・免除決定書(様式第7号)を本人あてに通知します。これにより奨学金の返還の猶予、減額、返還計画等が決定されます。返還される方には、4月分から1年間分の納付書を同封します。最寄りのコンビニエンスストア、指定金融機関又は町役場会計課へ期日までに納めてください。返還開始より10年以内で全額返還をいただきます。

## 申請から貸与、返還までの流れ



### 【問い合わせ先】

猪名川町教育委員会事務局 教育振興課 企画・学事担当  
〒666-0292 猪名川町上野字北畠11番地の1  
TEL : 072-766-6000 FAX : 072-766-8904  
Mail : kyoikushinko@town.inagawa.lg.jp

様式第1号（第2条関係）

猪名川町奨学金申請書

年 月 日

猪名川町教育委員会 宛

下記のとおり、猪名川町奨学金条例に基づき奨学金を申請します。

なお、教育委員会において住所地、所得状況、資産状況、市町村民税等について調査確認されることについて異議ありません。

奨 学 生	ふりがな			生年月日		
	氏名			年月日		
	住所					
	在学校	学校		科	学年	
保 護 者	ふりがな			生年月日		
	氏名			年月日		
	住所	猪名川町				
	携帯電話			電話		
家 族 構 成		続柄	氏名	年齢	勤務先（学校）	所得の有無※2
	1 奨学生	本人				有・無
	2 保護者 (親権者)					有・無
	3 親権者					有・無
申請する奨学金種別	<input type="checkbox"/> 入学費貸付金	貸付額は上限300,000円で実際に必要な費用額となります。				
	<input type="checkbox"/> 就学費貸付金	貸付額は上限300,000円で実際に必要な費用額となります。				
	<input type="checkbox"/> 通学費貸付金	貸付額は上限300,000円で実際に必要な費用額となります。				
	<input type="checkbox"/> 留学費貸付金	貸付額は上限500,000円で実際に必要な費用額となります。				
特記事項（家庭事情等で、特に記入することがあれば記入してください）						

※1 家族構成欄には、奨学生本人と親権者（基本的に奨学生の父母）を記載してください。

※2 所得のある親権者が昨年1月1日に猪名川町に居住していない場合は、市町村民税課税証明書、市町村民税課税通知書等（写し可）を添付してください。

## 様式第2号（第2条関係）

## 猪名川町奨学金希望調書

奨学生名	学校名	科	年	組
申請した理由、自分の学生生活、将来の夢等について、作文形式で記入してください。				
保護者名	申請した理由について、保護者が記入してください。			
猪名川町教育委員会 宛				
年 月 日				